

償却資産の申告について

申告していただく方

町内に事業用償却資産を所有している方(法人・個人等の別は問いません)は、毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

申告方法

(1)平成21年度の申告をされた方
12月中旬までに申告の案内等を送付します。

(2)平成22年度初めて申告をされる方
申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

申告期限

平成22年度償却資産の申告期限は2月1日(月)ですが、事務処理の都合上、1月22日(金)までに申告くださいますようお願いいたします。

償却資産の申告とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

△対象となる資産▽

平成22年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1)耐用年数が経過し減価償却が終了している資産
- (2)建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3)遊休又は未稼働資産
- (4)改良費のうち資本的支出として資産計上した資産(本体とは区分して取扱います。)

- (5)福利厚生用に供する資産
- (6)使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であつても個別に減価償却している資産
- (7)取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法を適用して全額損金算入した資産
- (8)割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産
- (9)テナント等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用償却資産(テナント等が申告することになります。)

△対象とならない資産▽

- (1)自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例、小型フォークリフト)
- (2)無形固定資産(例、特許権、実用新案権等)
- (3)観賞用、興行用に供する生物を除く馬、牛、果樹、その他の生物

提出及び問い合わせ

税務課

〒781-2192
いの町1700-1

☎ 893-1118

吾北総合支所住民課

〒781-2492
いの町上八川甲1934

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

〒781-2601
いの町長沢123-12

☎ 869-2112



国立大学法人等職員採用試験の案内を配布しています

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験の案内の配布が始まっています。

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/jinji/shiken/>

▶ 受験資格

昭和56年4月2日以降に生まれた者

▶ 受付期間

4月1日(木)～4月9日(金)

▶ 第一次試験日

5月16日(日)

▶ 問い合わせ

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会採用試験事務室

☎ 082-424-5616